

本人確認に関する重要なお知らせ

平成 25 年 2 月 15 日

「犯罪収益移転防止法」の改正にともなう口座開設等のお取引時の確認事項の追加、
「預金等共通規定」の改定について

当行では、マネー・ローンダリング防止等を目的として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます。）に基づき、新たに預金口座を開設される場合等において、運転免許証等の公的本人確認書類により、お客さまご本人の「氏名」、「住所」、「生年月日」を確認させていただいております。

このたび、犯収法が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降、従来の本人確認（氏名・住所・生年月日等の確認）に加え、お客さまの「ご職業」、「お取引の目的」等の確認（「取引時確認」といいます。）が必要となります。このため当該確認事項の確認ができない場合については、各種取引のお申し出を受けることができません。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 変更日

平成 25 年 4 月 1 日（月）

2. 取引時確認が必要となる対象のお取引

- (1) 普通預金等の口座の開設
- (2) 貸金庫、保護預かりの取引開始
- (3) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金のお受け取り
- (4) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- (5) 融資取引
- (6) 外国への送金 等

3. 取引時確認の「確認事項」および「確認書類」

	確認事項	確認書類・確認方法 (※1)
個人のお客さま の場合	氏名・住所・生年月日 ◆従来と同様の確認事項	○運転免許証 ○運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。） ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード

	確 認 事 項	確認書類・確認方法 (※1)
		<p>○住民基本台帳カード(写真付きに限ります。)</p> <p>※写真付きの本人確認書類をお持ちでないお客さまにつきましては複数の本人確認書類(印鑑証明書、住民票の写し等)のご提示をお願いいたします。</p>
	<p>代理人さまによるお取引の場合</p> <p>ご来店された方の氏名・住所・生年月日</p> <p>◆従来と同様の確認事項</p> <p>取引等の任にあたっていることの確認</p> <p>◆追加された確認事項</p>	<p>上記の確認書類と同じです。</p> <p>住民票等の本人確認書類のご提示、ご本人さまへの電話確認等により、ご来店された代理人の方が個人のお客さまと同居の親族、法定代理人等であることの確認をさせていただきます。</p>
	<p>ご職業</p> <p>◆追加された確認事項</p>	<p>お客さまのご申告により確認させていただきます。</p>
	<p>お取引の目的</p> <p>◆追加された確認事項</p>	<p>お客さまのご申告により確認させていただきます。</p>
<p>法人のお客さまの場合</p>	<p>名称、本店や主たる事務所の所在地</p> <p>◆従来と同様の確認事項</p>	<p>○登記事項証明書</p> <p>○印鑑登録証明書 等</p>
	<p>ご来店された方の氏名・住所・生年月日</p> <p>◆従来と同様の確認事項</p>	<p>上記の「個人のお客さま」に記載している確認書類と同じです。</p>
	<p>取引等の任にあたっていることの確認</p> <p>◆追加された確認事項</p>	<p>社員証等の書面(注)の提示、法人のお客さまへの電話確認等により、ご来店された方が法人のお客さまの代理人であることの確認をさせていただきます。</p> <p>(注) 名刺は認められません。</p>
	<p>事業の内容</p> <p>◆追加された確認事項</p>	<p>○登記事項証明書</p> <p>○定款 等</p>

	確 認 事 項	確認書類・確認方法 (※1)
	お取引の目的 ◆追加された確認事項	お客さまのご申告により確認させていただきます。
	・実質的支配者 (※2) の有無 ・実質的支配者の方全員の氏名・住所・生年月日 ◆追加された確認事項 (追加の確認事項)	お客さまのご申告により確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえ、ご来店ください。

(※1) ご提示いただいた確認書類はコピーを取らせていただくか、氏名、住所、生年月日等法令上、確認が必要な事項を記録させていただきます。

確認書類は原本をお持ちください。

有効期限のある確認書類は、有効期限内のものに限ります。なお、有効期限のない確認書類につきましては、発行後6か月以内のものをご持参ください。

(※2) 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい、どのような者が該当するかについては、法人の性質に従って定められています。

なお、実質的支配者の定義に該当すれば、法人が実質的支配者にあたることもあります。

【資本多数決の原則を採る法人の場合】

① 株式会社、投資法人、特定目的会社等の場合は、当該法人の議決権の総数の25%超の議決権を有する者が実質的支配者となります。(議決権保有比率が50%超の方がいる場合は、その方だけの氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。)

② 実質的支配者が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。

【資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合】

一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社(合名会社、合資会社及び合同会社)等の場合は、当該法人を代表する権限を有する方**全員**の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

4. 注意事項

(1) 平成25年3月31日以前に改正前の犯収法に基づく本人確認がお済みのお客さまにつきましても、平成25年4月1日以降のお取引の際に、「ご職業」、「取引目的」、「実質的支配者の有無」について確認させていただく場合がございます。

また、本人確認書類のご提示、通帳・キャッシュカードのご提示等によるご本人さ

までであることの確認を改めてさせていただく場合がございます。

- (2) 法令等で指定された特定の国(イラン、北朝鮮)に居住・所在している方との取引(外国送金等)、当行に届出頂いた氏名等に虚偽の可能性がある場合等については、通常と異なる厳格な取引時確認をお願いする場合がございます。また、お客さまの資産・収入の状況を「源泉徴収票」、「所得証明書」等により確認させていただく場合がございます。

5. その他お客さまへのお願い

犯収法の改正により追加された「ご職業」等の確認事項を平成25年4月1日の同法施行日以前に確認させていただく場合がございますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

6. 「預金等共通規定」の改定

当行に届出いただいた確認事項(氏名、住所、職業・事業内容、取引目的、法人の場合の実質的支配者の有無と本人特定事項)に変更があったときは、当行まで届出てください。

また、犯収法の改正にともない、お取引時の確認事項(ご職業等)を最新の内容に保つこと等を目的に、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」等に共通して適用される「預金等共通規定」を平成25年4月1日から改正いたします。

なお、改正内容につきましては、下記をご参照ください。

・[「預金等共通規定」の改定内容について](#)

7. その他のお知らせ

- (1) 犯収法の改正においては、次の不正行為をした者に対する罰則が平成23年5月から既に実施・強化されています。
- ・他人になりすまして口座開設等の取引を行った場合
 - ・預金通帳・キャッシュカードの第三者への不正譲渡
 - ・偽名による口座開設、住所等を偽った口座開設 等
- (2) 上記のほか、犯収法に関すること、犯収法の改正内容の詳細等につきましては、下記のホームページ等でご確認いただけます。
- ・[警察庁\(JAFIC\) ホームページ](#)
 - ・[一般社団法人全国銀行協会のリーフレット](#)

以 上